

第 6722 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 13日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 住宅取得等資金の贈与を受ける場合の相続時精算課税

Q : 住宅取得資金の贈与を受けたいと思っています。父は55歳ですが、相続時精算課税制度を利用することは出来ますか？

A : 要件を満たせば適用が受けられます。

【解説】

贈与税には、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例がありますので、お父さんが60歳未満であっても他の要件を満たせば、特例の適用を受けることができます。

特例とは、平成15年1月1日から令和3年12月31日までの間に、父母又は祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築もしくは取得又は増改築の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において、60歳未満であっても相続時精算課税を選択することが認められるというものです。

要件には、受贈者等の要件や住宅用の家屋の新築もしくは取得または増改築等の要件があります。

この特例の適用を受けるには、贈与税の申告書を提出期限内に一定の書類を添付して提出しなければなりません。

なお、相続時精算課税を選択した場合は、その年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が60歳に達していなくても、すべて相続時精算課税の適用を受けることとなりますので、注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

